

令和4年度

業 務 概 要

(令和3年度事業実施状況)



山梨県立富士ふれあいセンター

目 次

1 センターの概要	1
(1) 設置目的	1
(2) 建設の経緯	1
(3) 施設の概要	2
(4) 組織と業務内容	4
2 管内の状況	5
(1) 管内の概要	5
(2) 管内の人口・世帯数	6
(3) 身体障害者手帳交付状況	7
(4) 療育手帳交付状況	8
(5) 精神障害者保健福祉手帳交付状況	8
3 業務の概況	9
(1) 相談	9
(2) 障害児(者)地域療育等支援事業	10
(3) 地域交流事業	13
(4) 社会福祉研修事業	15
(5) 展示・貸出事業	18
(6) 令和3年度利用状況	19
山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例	20
山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則	22

1 センターの概要

(1) 設置目的

富士ふれあいセンターは、富士・東部地域の障害児(者)の自立と社会参加を積極的に推進し、ノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会の構築を目指す『富士ふれあいの村構想』により、障害者支援施設「はまなし寮」及び「ふじざくら支援学校」と一体的に整備されました。

当センターは、その構想の中核施設として、地域の医療、福祉、保健等関係機関と密接な連携を図る中で、当地域の障害児(者)の自立と社会参加を積極的に推進することを目的に、障害者福祉相談、各種研修・講座の実施等、専門的福祉サービスを提供しています。

(2) 建設の経緯

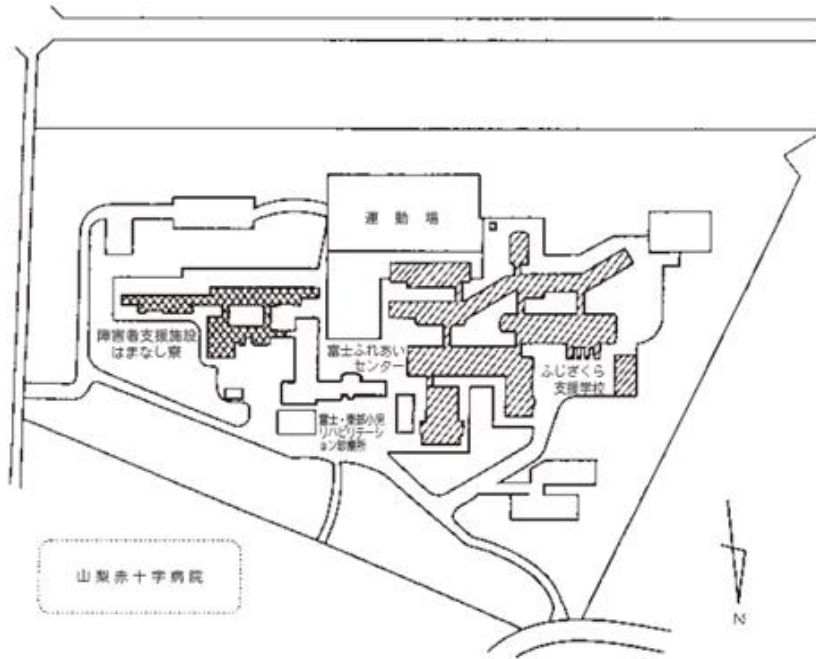
富士ふれあいセンターを含む「富士ふれあいの村」の開設までの経緯は次のとおりです。

- ① 平成3年2月議会において、「富士北麓・東部地域に、心身の不自由な方々の在宅福祉を支え、地域における福祉推進の拠点となる福祉施設の整備を推進する。」旨を知事が表明
- ② 平成3年6月補正で、基本構想策定のための福祉ニーズ、障害者の実態、社会福祉資源等についての基本調査費を予算計上
- ③ ②を受け、基本調査を(社)日本病院建築協会に委託するとともに、庁内関係各課による検討委員会を設置し、基本構想を検討(5回開催)
- ④ 平成4年度、基本調査結果を踏まえ基本構想の策定を委託
- ⑤ 平成5年度、庁内検討委員会の設置(検討3回)、併せて庁外検討委員会を設置(検討4回)する中で基本コンセプト、拠点施設の機能、入所施設の必要性・種別、地域・既存施設等との連携、既存医療機関等との連携の必要性、建築場所の選定条件等について検討し、方向を明示
- ⑥ 平成6年2月議会において、建設地は「山梨赤十字病院の南側に隣接した県有地」とする旨を知事が表明
- ⑦ 平成6年度当初予算に基本実施設計委託料、地質調査委託料を計上
※ 平成6年7月より、環境影響調査、周囲測量、地質調査を実施
- ⑧ 平成7年3月16日 起工式
- ⑨ 平成8年3月 竣 工
- ⑩ 平成8年4月 開 館 (富士ふれあいセンター、はまなし寮、ふじざくら支援学校)

(3) 施設の概要

① 富士ふれあいの村

- 所在地 南都留郡富士河口湖町船津 6663-1
- 敷地面積 119,000 m²
- 施設名
 - ・山梨県立富士ふれあいセンター
 - ・山梨県立ふじざくら支援学校
 - ・(福)山梨県社会福祉事業団 障害者支援施設 はまなし寮 (H17.4.1から上記事業団へ移管)
 - ・富士・東部小児リハビリテーション診療所 (H27.4.2開設)



② 富士ふれあいセンター

- 規模 鉄筋コンクリート造平屋建
延べ床面積 1,398.46 m² 建築面積 1,666.07 m²
- 総工事費 5億972万7千円
- 施工期間 平成7年3月～平成8年3月
- 開館 平成8年4月1日

○ 施設内容

施設名	床面積	設備内容(用途)
展示室	90 m ²	管内福祉施設に関する資料の展示等
図書室	63 m ²	点字図書・大活字本・字幕入りビデオテープ・カセットブック・一般図書の貸出し 点字ワープロ、拡大図書器、ビデオ付きテレビ、テープレコーダー
研修室	90 m ²	(一体使用が可能) 机使用30～100人分、イスのみ120人分 音響装置、スライド映写機、OHP、ビデオプロジェクター
大研修室	162 m ²	
第1実習室	54 m ²	上下可動型台所装置2台、電磁調理器、オープンレンジ、炊飯器等の調理用器具 電気陶芸窯、ろくろ等の陶芸用具 卓上織物機、革細工用具 昇降テーブル3台
第2実習室	54 m ²	畳部分10畳(茶室兼用)、座卓、水屋、茶道具 昇降テーブル2台
機能訓練室	75 m ²	
更衣室	12.5 m ²	ロッカー
医務室	15 m ²	
相談室	19.8 m ²	(相談・検査)
所長室	19.8 m ²	
事務室	48 m ²	一般事務(相談・判定受付、施設利用受付)

※ 太線内は、利用可能(貸出)施設です。

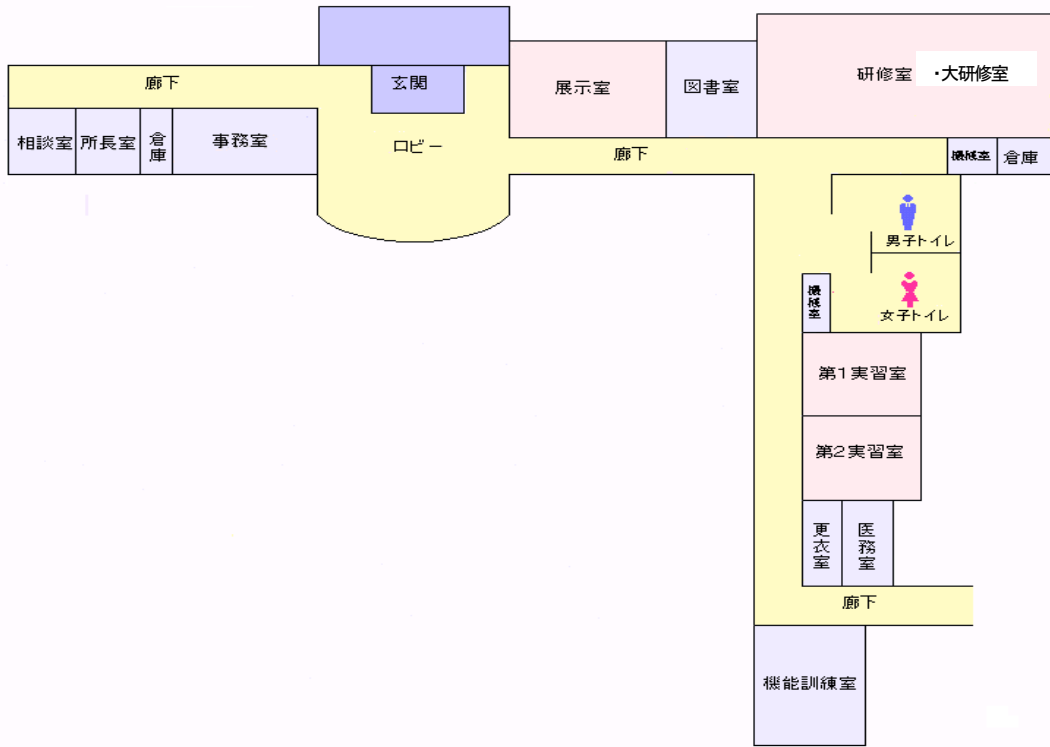


(第1実習室)

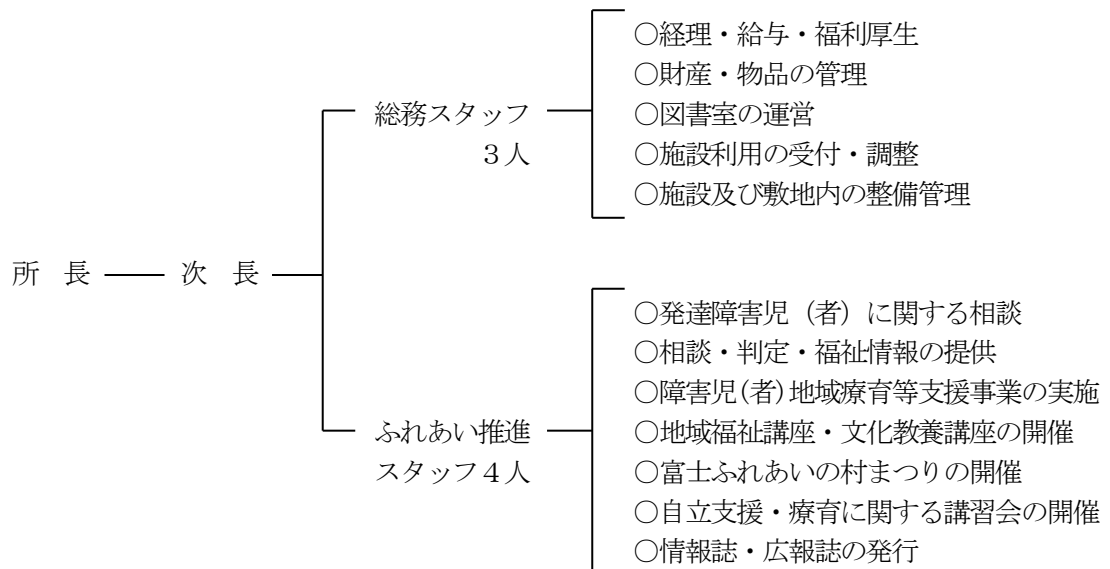


(第2実習室)

③ 富士ふれあいセンター施設平面図



(4) 組織と業務内容



2 管内の状況

(1) 管内の概要

当センターは、富士・東部地域 12 市町村（富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、南都留郡 2 町 4 村、北都留郡 2 村）を管内としています。

管内の総面積は、1,309.34km²で全県の 29.3%を占め、世帯数は 71,154 世帯で 20.8%、人口は、169,586 人で 21.2%を占めています。（令和 4 年 4 月 1 日現在）

当管内は富士北麓地域と東部地域の二つの地域からなり、富士北麓地域は、県の南東部に位置し、周囲に富士山を始めとした山塊に囲まれ、神奈川県・静岡県に接した地域で、東富士五湖道路、国道 138 号、139 号など静岡県に連絡する幹線を有し、富士急行線、中央自動車道富士吉田線などの交通網も整備されています。また、当地域は、世界文化遺産である富士山や富士五湖に代表される日本有数の観光地であり、毎年多くの観光客が訪れます。

東部地域は、県の東部に位置し、海拔 200m 未満の河谷から 2,000m に達する高山をもつ山間地帯に広がっており、東京都・神奈川県・埼玉県に接した地域で、JR 中央線、中央自動車道、国道 20 号、139 号により東京圏へ連絡しています。当地域は東京圏への就業者が多く、山間部においては、若年層の流出により、高齢化とともに過疎化も進んでいる地域です。

管内の身体障害者手帳交付者数は 6,565 人、療育手帳交付者数は 1,558 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 1,413 人です。（令和 4 年 3 月 31 日現在）



(2) 管内の人口・世帯数

(令和4年4月1日現在)

市町村名	面積	世帯					
		世帯数	対前年増減率 (%)	男	女	総数	対前年増減率 (%)
富士吉田市	121.83	18,536	0.3	22,275	23,477	45,752	△ 1.2
都留市	161.58	13,850	△ 0.3	14,502	15,658	30,160	△ 1.5
大月市	280.30	9,121	△ 0.7	10,529	11,121	21,650	△ 2.5
上野原市	170.65	9,487	△ 0.1	11,123	11,087	22,210	△ 1.4
道志村	79.57	596	△ 2.1	770	768	1,538	△ 3.1
西桂町	15.18	1,492	0.3	1,892	2,044	3,936	△ 0.8
忍野村	25.15	3,495	0.8	5,068	4,123	9,191	0.5
山中湖村	52.81	2,018	1.1	2,547	2,602	5,149	△ 1.0
鳴沢村	89.56	1,048	△ 0.9	1,387	1,403	2,790	△ 1.0
富士河口湖町	158.51	10,904	2.2	12,884	13,179	26,063	0.1
小菅村	52.65	323	△ 4.7	327	312	639	△ 4.1
丹波山村	101.55	284	△ 1.7	272	236	508	△ 2.5
管内計	1,309.34	71,154	0.3	83,576	86,010	169,586	△ 1.5
山梨県	4,465.37	341,857	0.8	392,874	407,724	800,598	△ 0.7

(山梨県常住人口調査結果報告)

(3) 身体障害者手帳交付状況

(令和4年3月31日現在)

障害区分 市町村名	視覚	聴覚	平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体	心臓	腎臓	呼吸器	膀胱・直腸	小腸	肝臓	合計
富士吉田市	136	92	1	26	897	292	168	48	91	0	6	1,757
都留市	85	98	2	17	504	206	113	24	37	0	4	1,090
大月市	70	119	1	12	460	249	102	19	61	1	3	1,097
上野原市	62	142	2	9	422	149	81	8	36	1	1	913
道志村	5	3	0	1	29	9	10	0	4	0	0	61
西桂町	15	8	0	2	61	35	18	6	6	0	1	152
忍野村	26	16	0	3	125	40	29	5	8	0	1	253
山中湖村	7	11	0	3	108	36	27	5	8	0	1	206
鳴沢村	5	8	0	2	55	20	9	4	3	0	0	106
富士河口湖町	61	63	1	12	429	140	87	19	49	0	6	867
小菅村	4	2	0	0	17	7	2	0	1	0	0	33
丹波山村	1	1	0	1	12	5	4	1	5	0	0	30
管内計	477	563	7	88	3,119	1,188	650	139	309	2	23	6,565

(単位：人)

* 免疫機能障害については、加味していません。

(4) 療育手帳交付状況

(令和4年3月31日現在)

区分 市町村	障害程度別						年齢別		合計
	A-1	A-2 a	A-2 b	A-3	B-1	B-2	18才未満	18才以上	
富士吉田市	48	42	94	9	129	105	92	335	427
都留市	18	19	50	4	74	85	34	216	250
大月市	18	33	58	5	73	67	27	227	254
上野原市	22	31	36	6	45	66	32	174	206
道志村	0	1	6	0	4	2	4	9	13
西桂町	3	5	10	1	17	9	6	39	45
忍野村	5	6	9	1	16	22	18	41	59
山中湖村	5	4	10	1	7	11	5	33	38
鳴沢村	1	4	7	0	6	6	3	21	24
富士河口湖町	20	35	52	4	50	67	67	161	228
小菅村	2	0	2	0	3	0	1	6	7
丹波山村	0	3	0	0	1	3	1	6	7
管内計	142	183	334	31	425	443	290	1,268	1,558

(単位：人)

(5) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(令和4年3月31日現在)

市町村	手帳数
富士吉田市	404
都留市	251
大月市	221
上野原市	195
道志村	9
西桂町	27
忍野村	36
山中湖村	30
鳴沢村	29
富士河口湖町	202
小菅村	5
丹波山村	4
管内計	1,413

3 業 務 の 概 況

(1) 相 談

①障害福祉相談

専門スタッフ（ソーシャルワーカー、心理士）が、富士・東部地域を対象として、障害児（者）、家族、関係者等の各種相談に応じます。

<障害福祉相談件数>

来 所	電 話	その他（訪問等）	合 計
2 4 5	1 1	3 5	2 9 1

(件)

※障害児（者）地域療育等支援事業にかかわる相談は除く。

②ことばの療育相談

言語について問題を抱えている児者とその家族に対して専門家による相談や指導を行い、家庭での働きかけ方等の療育相談による日常生活の向上を援助します。

<ことばの療育相談件数>

開催回数（延べ）	4 2
相談件数（延べ）	2 0 0

(件)

③相談・判定（障害者相談所兼務）

主として富士・東部地域の身体障害者（18才以上）の補装具及び知的障害者（18才以上）の療育手帳の相談・判定を、障害者相談所の兼務である福祉職員と心理判定員が行います。また、富士ふれあいセンター内だけでなく、管内各地への巡回による判定も行います。

<身体障害者関係>

(相談内容)

	来 所	巡 回	計
補 装 具	3 3	6	3 9

(件)

(判定内容)

	来 所	巡 回	計
補 装 具	3 3	6	3 9

(件)

<知的障害者関係>

(相談内容)

	来 所	巡 回	計
療育手帳	6 5	1 2	7 7

(件)

(判定内容)

	来 所	巡 回	計
医学判定	4	0	4
心理判定	6 5	1 2	7 7
合 計	6 9	1 2	8 1

(件)

④発達定例相談（こころの発達総合支援センター兼務）

主として富士北麓地域の子どもの心の問題（18才未満）及び発達障害（幼児期から成人まで）の相談に応じています。

(内容)	来 所	訪 問	計
相 談	7 7	0	7 7

(件)

(2) 障害児（者）地域療育等支援事業

1 目的

在宅の障害児（者）の地域生活を支えるため、療育、相談、福祉に関する啓発等を実施するとともに、地域での療育、支援体制を整備し、福祉の向上を図ることを目的とします。

2 対象

在宅の知的障害児（者）、身体障害児、発達障害児とその家族、福祉施設（保育所、障害児施設）等の職員、関係者

3 実施主体及び地域

実施主体・・・富士ふれあいセンター（事業の承認 平成10年10月1日）

地 域・・・富士北麓地域（1市2町4村）

但し、拠点施設として富士・東部圏域（4市2町6村）

4 事業内容

(1) 在宅支援訪問療育等指導事業

① 巡回相談

1) 相談指導班（福祉専門職、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士等）を配置し、相談・指導を希望する在宅障害児（者）の家庭に随時訪問させ、又は、地域を巡回して各種相談・指導を行います。

2) 乳幼児発達支援

保健所と協力して、心理判定員が相談に応じ乳幼児の発達支援を行います。

② 訪問健康診査

医療機関等における健康診査を受けることが困難な知的障害児（者）等の家庭を、医師・保健師等が訪問し健康診査や各種相談を行います。

(2) 在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障害児（者）及び保護者に対し、外来の方法で、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等専門家による各種相談・指導を行います。

(3) 施設支援一般指導事業

心身障害児通園事業や障害児保育及び、障害児教育等を行う保育所・学校・福祉施設等の職員に療育に関する技術指導を行います。

① 研修会の実施 年3回

② 訪問指導 随時

(4) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

当センターに在宅福祉を担当する職員（コーディネーター）を配置し、在宅障害児（者）とその家族に対して家庭訪問や面接、電話等による各種相談に応じます。

市町村の行う相談支援事業の中でも広域的な課題、困難事例等については、共働して対応します。

② ボランティア育成

学生をはじめ一般の方を対象に、障害及び障害児（者）の理解を深め、ボランティアへの意識や関心を高め、障害児（者）の地域生活を支援するボランティアの養成を図ることを目的として、講習会等の企画、運営を行います。

③ 情報誌の発行

地域療育等支援事業に関する情報を、関係機関をはじめ地域療育登録者等に周知し、療育に関する理解を深めるため、情報誌「ふれあいだより」を発行します。

④ 地域啓発活動

障害福祉関係者をはじめ一般の方を対象に、障害及び障害児（者）の理解を深め、障害児（者）が住みやすい社会を作ることを目的として、障害福祉等に関する研修等を実施します。

⑤ 地域障害者自立支援協議会の支援

富士・東部圏域の拠点施設として、富士北麓圏域障害者自立支援協議会（6市町村）をはじめ、管内の地域障害者自立支援協議会へ参画し、保護者、施設事業所及び市町村行政等関係機関と連携して、障害福祉の課題について検討し、解決に向けて取り組みます。

令和3年度障害児（者）地域療育等支援事業実施状況

項 目		日・回数	人 数	合 計	
在宅支援訪問療育等	巡回相談	7日 (7回)	27人	7日 27人	
	訪問健康診査	0日	0人		
在宅支援外来療育等指導事業	理学療法関連相談	0日	0人	3日 3人	
	作業療法関連相談	3日	3人		
	ことばの療育相談関連相談	0日	0人		
施設支援一般指導事業	研修会	施設支援一般指導事業療育関係者研修会	1回	28人	9回 74人
	施設等訪問指導	保育園、施設等訪問指導	8回	46人	
地域生活支援事業	相談援助事業	電話相談	34回	34人 (16人)	160回 161人 <small>(上記回数に情報誌発行は含まず)</small>
		来所相談	125回	125人 (45人)	
		家庭訪問等	0回	0人 (0人)	
	ボランティア育成	1回	2人		
	地域啓発活動	地域啓発活動	0回	0人	
情報誌の発行 「ふれあいだより」		1回			
合 計				265人	

※（ ）内は実人数

(3) 地域交流事業

① 文化教養講座

障害者の自立や生活の質の向上・地域交流などの場として、教室を開催します。各教室とも、それぞれの参加者に合わせた方法で工夫しながら行います。

教室名	対象者	期間	回数	受講者	内 容
陶 芸	障害者及び 介護者 一般(若干名)	5/21 ～2/8	7回	30人	お皿やカップなど実用的なもの・季節を感じる小物などを作製する中で、陶芸の技法を楽しみながら学ぶ。
料 理	障害者及び 介護者 一般(若干名)	5/12 ～11/24	7回	45人	旬の食材を使い、簡単に作れる外国のメニュー等を提案。参加者同士が協力して調理や片付けを行う。
茶 道	障害者及び 介護者 一般(若干名)	5/19 ～6/2	2回	20人	季節を感じる茶菓子を用意し、なごやかな雰囲気の中で車椅子の方もテーブルでの御手前を実施（裏千家）。
絵てがみ	障害者及び 介護者 一般(若干名)	10/4 ～1/12	5回	51人	基本の筆の持ち方・動かし方を意識しながら、ハガキや大きいペーパーに自由な発想で絵手紙を作成した。
書 道	障害者及び 介護者 一般(若干名)	1/26	1回	6人	先生のお手本を見ながら、平仮名や漢字を書写した。
夏期教室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	8/4	1回	8人	ふるんとしたゼリーそっくりなジェルキャンドルを制作した。
工 作	障害者及び 介護者 一般(若干名)	7/5 12/15	2回	21人	7月はグリセリンを使ってオリジナルソープ作成した。12月は季節にあったクリスマスリースを作成した。
絵てがみ 教 室	障害者及び 介護者 一般(若干名)	7/12	1回	12人	ペーパーナプキン(傘の形に折った物)に絵を描き、それを用紙に貼り付けて手紙を書いた。
合 計			26回	193人	



② 芸術文化展「ふれあいの樹」の開催

地域交流事業の大きな核として位置づけ、富士・東部地域の障害児(者)の方と地域住民の方が集い、ふれあう場として開催されている富士ふれあいの村まつりが令和2年度及び令和3年度は新型コロナウイルスの影響で中止されたため、富士・東部地域の7事業所、都留児童相談所及びふじざくら支援学校協力のもと、巨大な壁画工作「ふれあいの樹」を制作し、この展示と併せ、各事業所で制作した作品の展示を行いました。

開催日時 令和3年11月15日(月曜日)～令和3年12月9日(木曜日)

開催場所 富士ふれあいセンター ロビー及び研修室



③ 富士ふれあいの村だより

令和3年度富士ふれあいの村だよりの発行状況

	内 容	執 筆 者
第26号	① コロナ禍の中、大きく繁った『ふれあいの樹』 ② はまなし寮 ③ 新たな四半世紀に ④ 障害者手帳の交付状況について ⑤ 変化する社会と療育事業 ⑥ 富士ふれあいの村へのアクセス	・富士ふれあいセンター 所長 落合清司 ・はまなし寮 寮長 田口芳樹 ・ふじざくら支援学校 校長 望月 公 ・障害者相談所 所長 河西文子 ・東部地域療育コーディネーター 西室稔子

(4) 社会福祉研修事業

① 地域福祉講座

障害者の理解を深め、障害者が住みやすい社会を作ることを目的とし、福祉に関わる身近な問題を取りあげ、講師を招き、学習や問題提起の場として開催します。

講座名	開催日	受講者	内容
「“笑いの力” でコロナ禍を乗り切ろう！」 <講師> 健康科学大学健康科学部 准教授 瀧口 綾 氏	令和3年 7月12日(月)	計73人	市町村職員、福祉関係者、障害者とその家族等の様々な方を対象とした講演会 福祉事業所を対象としたオンラインエクササイズ講座
「笑み筋体操で、笑ってもっとハッピーに」 <講師> 健康科学大学健康科学部 准教授 瀧口 綾 氏	令和3年 11月22日(月) ～ 令和4年 2月21日(月) の計5回		

② 点訳・手話講習会

各種障害に対する正しい知識を養うことと、障害のある方の自立と社会参加を促進するため、点訳講習会及び手話講習会を開催します。

講座名	開催日	開催回数 (延べ)	受講者 (延べ)	内容
「手話入門講習会」 <講師> ・山梨県聴覚障害者協会 関根 ふじゑ 氏 ・山梨県聴覚障害者協会 堀内 昌子 氏	新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止			聴覚に障害のある方について理解し、手話への興味関心を深め、初歩的な手話を学習
「初級点訳講習会」 <講師> ・青い鳥奉仕団 点訳奉仕員 松浦 敬子 氏	参加希望者がなく開催中止			視覚に障害のある方、点字について理解し、点訳方法を学習

③ レクリエーション講習会

障害者の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、適性に応じたレクリエーション指導の方法について理解を深めていただくために開催します。

講座名	開催日	受講者	内容
レクリエーション講習会Ⅰ <講師> ・山梨県レクリエーション協会 専務理事 塩沢 一夫 氏	令和3年 11月8日(月)	4人	「手軽に出来る スポーツレクリエーション」 (対象：施設職員、社会福祉協議会職員など)
レクリエーション講習会Ⅱ	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止		

レクリエーション講習会



④ 自立支援・療育研修会

障害児（者）が自立した生活を送れるよう、社会生活を営む上での技能を身につけるための講習会を行います。また、障害児（者）及び発達の子どもの保護者や関係者が適切な関わり方を学ぶための講習会を行います。

開催日時	受講者	講師・内容
令和3年6月16日（水） 7月7日（水） 7月28日（水） 15:30～17:00	各回3名	「小学生発達療育グループ活動」 講師：こころのサポートセンターネストやまなし 児童発達支援管理責任者 小田切 雄太 氏
令和3年6月16日（水） 7月7日（水） 7月28日（水） 15:30～17:00	各回3名	「小学生発達療育グループ活動 保護者セミナー」 講師：ふじざくら支援学校 教諭 石井 めぐみ 氏
令和3年8月18日（水） 10:00～15:00		（「思春期就労準備プログラム」） 新型コロナウイルス蔓延防止等措置のため中止
令和3年8月18日（水） 10:00～12:00		（「思春期就労準備プログラム 保護者セミナー」） 新型コロナウイルス蔓延防止等措置のため中止

(5) 展示・貸出事業

① 図書貸出し

図書室では、一般図書その他、視聴覚障害者のための朗読カセット、大活字本、点字本、聴覚障害者向けの字幕入りビデオの閲覧、貸出しを行います。

蔵書等の数

〈 一般 図 書 〉	1, 0 8 4 冊
〈 点 字 本 〉	1 3 0 冊
〈 大 活 字 本 〉	4 2 冊
〈 朗読カセットテープ 〉	6 6 巻
〈 字幕入りビデオテープ・DVD 〉	1, 3 3 6 巻



図 書 室

② 管内福祉施設に関する資料の展示

展示室では、管内福祉施設に関する資料を展示しており、来所者、相談者、視察者の方々等、どなたでも自由に見学していただいています。

(6) 令和3年度利用状況

(単位：人)

	肢体	視覚	聴言	内部	知的	発達	精神	重複	その他	小計	家族等	関係者 一般等	小計	計
障害福祉相談	0	0	0	0	9	234	0	23	25	291	285	85	370	661
ことばの療育相談	2	0	0	0	73	24	0	10	91	200	216	8	224	424
相談・判定	78	0	0	0	158	0	0	0	0	236	0	0	0	236
発達定例相談	0	0	0	0	2	36	0	12	27	77	80	1	81	158
地域療育等 支援事業	0	0	0	0	4	156	0	20	40	220	4	45	49	269
文化教養講座	10	0	0	3	85	0	7	19	7	131	0	62	62	193
社会福祉研修事業	52	0	0	0	99	0	0	0	0	151	0	29	29	180
図書貸出事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ビデオ貸出事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
研 修 室	0	1	0	0	20	27	2	0	0	50	0	330	330	380
第一実習室	0	0	0	0	12	0	0	0	0	12	0	14	14	26
第二実習室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	27	27
施設見学	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	142	1	0	3	462	477	9	84	190	1,368	585	601	1,186	2,554
富士ふれあいの村まつり	令和3年度は新型コロナウイルスの影響で中止													0
芸術文化展 「ふれあいの樹」														222
合 計														2,776

※「相談・判定事業」は、家族等のカウントはしていない。

山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例

(平成7年条例第47号)

(設置)

第1条 障害者と地域住民との交流の場を提供するとともに、障害者の福祉の向上のための相談、福祉に関する情報の提供等を行い、もって障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、富士ふれあいセンターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 富士ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立富士ふれあいセンター

位置 南都留郡富士河口湖町

(事業)

第3条 山梨県立富士ふれあいセンター(以下「センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- 一 障害者の福祉の向上のための相談を行うこと。
- 二 障害者の福祉に関する情報の提供、福祉機器の展示及び図書等の貸出しを行うこと。
- 三 障害者の活動を支援する人材を養成するための研修等の開催に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターに、所長その他の職員を置く。

(利用の許可等)

第5条 センターの研修室又は実習室を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、センターの研修室又は実習室の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(第7条第4号において単に「暴力団」という。)の利益となると認められるときは、前項の許可をしないことができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- 三 12月29日から翌年1月3日まで
- 四 その他知事が必要と認める日

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更することができる。

(利用の制限)

第7条 知事は、センターを利用する者が次の各号のいずれかに該当するときは、第5条第1項の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- 一 秩序を乱すおそれがあるとき。
- 二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあるとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。
- 四 その利用が暴力団の利益となると認められるとき(センターの研修室又は実習室の利用に係るものに限る。)。

(警察本部長への情報提供依頼)

第8条 知事は、次に掲げる場合においては、第5条第1項の許可を受けようとする者又は受けた者(当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。)に関し、山梨県暴力団排除条例(平成22年山梨県条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団員等(次条において単に「暴力団員等」という。)であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

- 一 第5条第1項の許可をしようとする場合
- 二 前条の規定による第5条第1項の許可の取消し又は利用の停止若しくは制限をしようとする場合

(知事への情報提供)

第9条 警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により第5条第1項の許可を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年条例第38号)

この条例は、平成15年11月15日から施行する。

附 則 (平成24年条例第26号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置)

- 25 第24条の規定による改正後の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第5条第2項の規定は、施行日以後に行われる同条第1項の許可の申請について適用し、施行日前に行われた第24条の規定による改正前の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第5条の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年条例第79号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則

(平成7年山梨県規則第74号)

(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例(平成7年山梨県条例第47号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可)

第2条 条例第5条第1項の規定により山梨県立富士ふれあいセンターの研修室又は実習室の利用の許可を受けようとする者は、山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(利用内容の変更等)

第3条 条例第5条第1項の規定により山梨県立富士ふれあいセンターの研修室又は実習室の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その利用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ山梨県立富士ふれあいセンター利用変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 利用者は、利用の取消しをしようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

(利用時間)

第4条 山梨県立富士ふれあいセンターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年規則第29号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

9 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第1号様式による山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書は、この規則による改正後の山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例施行規則第1号様式による山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書とみなす。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者住所

ふりがな

氏名 印

生年月日 年 月 日

(団体にあっては、主たる事務所の
所在地及び名称並びに代表者の氏名
及び生年月日)

山梨県立富士ふれあいセンター利用許可申請書

次のとおり山梨県立富士ふれあいセンターを利用したいので、山梨県立富士ふれあいセンター設置及び管理条例第5条第1項の規定により許可を申請します。

利用施設 及び日時	研修室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	第1実習室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	第2実習室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	相談室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	展示室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
	図書室	年 月 日 時から 年 月 日 時まで
利用人員	人	
利用目的		
□誓約等 (誓約等をする場合は、□にレ印を記入すること。)	<p>1 この申請による利用は、暴力団の利益となるものではありません。</p> <p>2 この申請による利用が暴力団の利益となると認められた場合、その許可が取り消されても異存はありません。</p> <p>3 私(団体である場合には、その役員を含む。)が暴力団員等(※)又は暴力団であるか否かについて警察当局へ情報照会を行うこと及び警察当局から情報提供を受けることを承諾します。</p> <p>※暴力団員等:暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者</p>	

注 申請者が団体である場合は、その役員の役職名、住所、氏名(ふりがなを付す。)及び生年月日を記載した書類を添付すること。

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所
氏 名 印
〔団体にあつては団体名及び〕
代表者の氏名

山梨県立富士ふれあいセンター利用変更承認申請書

年 月 日付けで許可のあつたこのことについて、その利用の内容を次のとおり変更したいので承認願います。

許可を受けた施設名	
許可を受けた利用日時	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	